

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3140723号
(U3140723)

(45) 発行日 平成20年4月10日(2008.4.10)

(24) 登録日 平成20年3月19日(2008.3.19)

(51) Int.Cl.		F 1			
B 4 2 F	1/02	(2006.01)	B 4 2 F	1/02	K
H 0 1 F	7/02	(2006.01)	H 0 1 F	7/02	F
			H 0 1 F	7/02	G

評価書の請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 4 頁)

(21) 出願番号 実願2007-9783 (U2007-9783)
 (22) 出願日 平成19年12月20日(2007.12.20)
 出願変更の表示 特願2005-78081 (P2005-78081)
 の変更
 原出願日 平成17年2月18日(2005.2.18)

(73) 実用新案権者 598155737
 エステイワイ工業株式会社
 東京都江戸川区上一色3丁目22番1号
 (74) 代理人 100064908
 弁理士 志賀 正武
 (74) 代理人 100108578
 弁理士 高橋 詔男
 (72) 考案者 安孫子 雅博
 東京都江戸川区上一色3丁目22番1号
 エステイワイ工業株式会社内

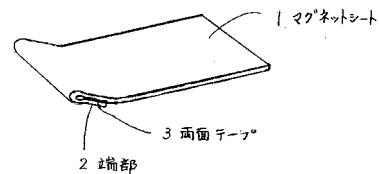
(54) 【考案の名称】 マグネットシート

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】片手でチラシなどの紙をワンタッチで止めることのできるクリップであり、マグネットシートを利用して、製造上の手間やコストを安価に抑え、従来からあるプラスチック製の高価なワンタッチクリップと同じ効果を持つ製品を提供する。

【解決手段】四角形の小型マグネットシート1の端部をマグネットシート1の裏面側に二つに折り曲げて、折った端部2の裏面を両面テープ3でマグネットシート1本体の裏面部に接合させ、完成したマグネットシート1の端部2は金属板に止めた時、金属板から離れる方向に浮き上がるので紙を挿入させる為の入り口が形成されている。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

一端を裏面側に二つに折り曲げて本体の裏面部と折り曲げた端部の裏面部を接合したマグネットシート。

【請求項 2】

前記本体の前記裏面部と折り曲げた前記端部の前記裏面部の接合部分を両面テープを使用して接合した請求項 1 のマグネットシート。

【請求項 3】

前記本体の前記裏面部と折り曲げた前記端部の前記裏面部の接合部分を接着剤を使用して接合した請求項 1 のマグネットシート。

【請求項 4】

本体形状を四角形とした請求項 1 のマグネットシート。

【請求項 5】

本体形状を丸型や変形物とした請求項 1 のマグネットシート。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

この考案は、片手でメモ紙やチラシなどを差し込んで止められるマグネットシートに関するものである。

【背景技術】**【0002】**

従来の小型マグネットシートは、紙を家庭用冷蔵庫や金属ロッカーなどにクリップとして止めるとき両手を使って紙を挟み込んでいた。すなわち、片手で冷蔵庫からマグネットシートを取り外し、もう片方の手で紙を冷蔵庫の表面に配置して、次に先に外したマグネットシートの磁力で紙を押さえるという三段階の作業過程により用いられている。

【考案の開示】**【考案が解決しようとする課題】****【0003】**

しかしながら、紙を挟み込む際に、両手を使って、上記三段階の作業過程を必要とすることは面倒であり、又、薄いマグネットシートを取り外すことも爪を切った後などは外しにくいという欠点があった。

【0004】

一方、広告宣伝用に使われ世間に広く普及している小型マグネットシートは、チラシなどを挟んでとめる効果はあっても実際には上記の様に使いづらい欠点を有し、片手で止められるクリップとして、プラスチックで構成された複雑な構造のものが普及しているが高価でありノベルティーとしては向かないなどの欠点があった。

【0005】

本考案は、片手でチラシなどの紙をワンタッチで止めることのできるクリップとしてマグネットシートを利用して、製造上の手間やコストを安価に抑えて従来からあるプラスチック製の高価なワンタッチクリップと同じ効果を持つ製品にすることを課題とする。

【課題を解決するための手段】**【0006】**

上記課題を解決するために、この考案は以下の手段を提案している。

この考案に係るマグネットシートは、一端を裏面側に二つに折り曲げて本体の裏面部と折り曲げた端部の裏面部を接合したことを特徴とする。

前記本体の前記裏面部と折り曲げた前記端部の前記裏面部の接合部分を両面テープを使用して接合してもよい。

前記本体の前記裏面部と折り曲げた前記端部の前記裏面部の接合部分を接着剤を使用して接合してもよい。

また、本体形状を四角形としてもよい。

10

20

30

40

50

また、本体形状を丸型や変形物としてもよい。

【考案の効果】

【0007】

この考案によれば、マグネットシート1の一端を二つ折りで接合することで、それまで全面が金属面と密着していた従来のマグネットシートと異なり、二つ折りしたマグネットシートの端部から、チラシなどの紙を挿入できるので、紙を片手で挿入することができる。

又、マグネットシートを二つ折りして接合するだけの簡単な構成であるので片手で入るワンタッチクリップを安価に提供することができる。

【考案を実施するための最良の形態】

【0008】

以下、図1、図2を参照し、この考案の一実施形態に係るマグネットシート1について説明する。

マグネットシート1は、一端を裏面側に二つに折り曲げて本体の裏面部と折り曲げた端部2の裏面部を接合して構成されている。

【0009】

次に、マグネットシート1の本体の裏面部と折り曲げた端部2の裏面部の接合部分を接合する場合の一例について説明する。

(イ)このとき、四角形のマグネットシート1の一端2の裏面に、幅8mm前後の両面テープ3を貼り付けた後、はく離紙を剥がす。

(ロ)両面テープを貼り付けたマグネットシート1をシートの端部において13mm前後で二つに折り曲げて、マグネットシート1の本体の裏面に四角の形を維持する状態で粘着させる。

(ハ)完成したマグネットシートは、金属板に取り付けた時二つ折りした端部2が金属面に対し離間する方向に紙を挿入する入り口部6が形成される。

なお、二つ折りしたマグネットシート1を接合あるいは固定させる手段としては、両面テープ3の他に接着剤を利用してもよい。

また、マグネットシート本体の形状は、円形や変形体としてもよい。

【0010】

この考案に係るマグネットシート1によれば、マグネットシート1の一端を二つ折りで接合することで、それまで全面が金属面と密着していた従来のマグネットシートと異なり、二つ折りしたマグネットシートの端部2は、金属面5に対して離れる方向に浮き上がり、チラシなどの紙4を挿入する入り口部6を形成することができる。

その結果、マグネットシート1を外さずに入り口部6から紙を片手で挿入し、クリップとして止めることができる。

又、両面テープ3あるいは接着剤を利用して、二つ折りして接合するだけの簡単な製造方法で片手で入るワンタッチクリップを安価に提供できるようになった。

【0011】

なお、マグネットシート1の全体の形状は様々なものが考えられるが、鋭角の形状になったマグネットシート部分を、二つ折りして接合しても同様の効果を持ち、二つ折り部分が形成できるものであれば形を問わない。

例えば、上記実施の形態においては、四角形のマグネットシート1の一端を二つ折りして両面テープなどで接合する形態でクリップを作成したが、マグネットシート1の形状は四角形に限らず、丸型の外周の一部を二つ折りして両面テープで固定したものとしてもよい。

又、動物などの形をしたマグネットシート1においても、下部に当たる部分を二つ折りすることで同様の効果を持たせることができる。

【産業上の利用可能性】

【0012】

本考案は、従来からある広告宣伝用マグネットシートに、僅かに手を加えるだけで片手

10

20

30

40

50

で紙を差し込んで止めることが出来るようになり、より便利で安価に利用者に提供できるようになった。

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】本考案に係るマグネットシートを示す斜視図である。

【図2】本考案に係るマグネットシートの側面図と使用状態を示す図である。

【図3】本考案に係るマグネットシートの変形例を示す斜視図である。

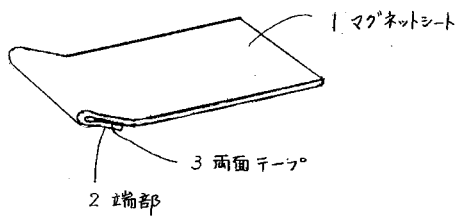
【符号の説明】

【0014】

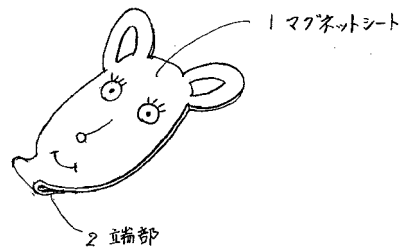
- 1 マグネットシート
- 2 端部
- 3 両面テープ
- 4 紙
- 5 金属面
- 6 入り口部

10

【図1】



【図3】



【図2】

